

みやぎ農場GAP取組支援制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、農業生産の各工程の実施、記録、点検、評価による持続的な改善活動である生産工程管理（以下「GAP」という。）の取組を推進するため、農業者の国際水準GAPの取組の導入や拡大を支援し、消費者や実需者のGAPに関する認知度及び理解度の向上を図るための「みやぎ農場GAP取組支援制度」（以下「本制度」という。）について、必要な事項を定め、円滑に運用することで、本県農業の競争力強化や持続的な生産の確立に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において使用する次の用語は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 国際水準GAP 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5つの分野を含むGAPをいう。
- (2) 第三者認証GAP JGAP、ASIAGAP、GLOBALG. A. P. など農業者等によるGAPの取組を第三者が認証する制度をいう。
- (3) 宮城県GAP実践点検シート（以下、「点検シート」という。） 国の国際水準GAPガイドラインに準拠した取組内容を項目ごとに整理した宮城県で策定したチェックリストをいう。
- (4) GAP指導員 GAP指導員研修を受講し、国際水準GAPに係る指導ができる知識を有する者をいう。
- (5) 農業者等 宮城県内で農産物を生産する個人、農業法人及び農業関係教育機関等をいう。

(制度の内容)

第3 本制度は、国の「我が国における国際水準GAPの推進方策」及び「国際水準GAPガイドライン」に準拠した点検シートを用いて、GAP指導員の支援により、農業者等が自ら管理する農場（以下「農場」という。）を自己点検し、国際水準GAPの取組の達成度を県が定期的に評価することで、その取組の向上を図るものとする。

2 県は、点検シートを活用した農場に対し、国際水準GAPの取組のレベルアップ及び第三者認証GAPの取得等に係る支援を行うものとする。

(対象農場等)

第4 本制度の対象となる農場は、農業者等が国際水準GAPに積極的に取り組む農場とし、その生産対象となる品目は、穀物（米、麦類、大豆）及び青果物（野菜（スプラウトを除く）、果樹）とする。

(取組の点検・評価)

第5 農業者等は、点検シートを活用して農場の自己点検を実施し、国際水準GAPの取組について改善を図るものとする。

- 2 各農業改良普及センター等及び各農業協同組合に所属するGAP指導員は、農業者等に対して農場の点検シートを活用した自己点検を支援するとともに、その点検結果をもとに国際水準GAPの取組のレベルアップを図るための支援を行うものとする。
- 3 各農業改良普及センター所長及び各農業協同組合代表理事組合長は、国際水準GAPの指導実績として、指導農場及び指導内容が分かる資料について、毎年12月末日までに農政部みやぎ米推進課長宛て報告する。
- 4 農政部みやぎ米推進課長は、県内における本制度の取組状況を把握するとともに、各農場の国際水準GAPの達成度を評価してランク付けし、農業者等に対して改善に向けた助言指導等を行う。

(推進体制)

第6 本制度の推進体制は、次のとおりとする。

- (1) 国際水準GAPの取組の達成度の評価、本制度の管理運営及び総合調整は、農政部みやぎ米推進課が行う。
- (2) 農業者等の国際水準GAPの取組に対する助言指導等の支援は、各農業改良普及センター及び各農業協同組合に属するGAP指導員が行う。

(国際水準GAP取組農場の事例紹介)

第7 県は、県ホームページ等において、県内の国際水準GAPや第三者認証GAPの取得に取り組む農業者等の事例紹介等を行うことにより、消費者や実需者のGAPに関する認知度向上及び理解度の向上に努めるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定める以外に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。